

<p>2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額がも、000万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額がも、000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○						○	大山農地開発局長
<p>3 同規則第15条(同規則第23条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額がも、000万円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額がも、000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○						○	大山農地開発局長
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象額計金額がも、000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額がも、000万円未満の工事に係るもの</p>	○							○	大山農地開発局長
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○						○	大山農地開発局長
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象額計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○						○	大山農地開発局長
<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上と</p>	○								

<p>なる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))が5億円未満の工事に係るもの</p>	○													
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p>							○						大山農地開発局長	
<p>9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの) (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○													
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>							○						大山農地開発局長	
<p>11 同規則第30条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p>							○						大山農地開発局長	
<p>12 同規則第36条第7項、第7条後段、第30条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))に係るもの (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億</p>	○													

<p>円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○			○ 大山農地開発局長
<p>13 同規則第6条第7項後段、第7条後段、第10条後段及び第40条の2第3項(同規則第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○		
<p>14 同規則第20条第4項の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○		○ 大山農地開発局長
<p>15 同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等 (一) 請負対象設計</p>	○			

															<p>金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。）を以て（三）及び（四）において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額計金額がも、000万円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象額計金額がも、000万円未満の工事に係るもの</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ 大山農地開発局長</p>
															<p>16 同規則第10条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。）を以て（三）及び（四）において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象額計金額がも、000万円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象額計金額がも、000万円未満の工事に係るもの</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○ 大山農地開発局長</p>
															<p>17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p> <p>(二) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては</p> <p>○</p> <p>○</p>

			<p>、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる場合を除く。 ）。以下(三)及び (四)において同じ 。）が2億円以上 5億円未満の工事 に係るもの (三) 請負対象設計 金額がも、000万円 以上2億円未満の 工事に係るもの (四) 請負対象設計 金額がも、000万円 未満の工事に係る もの</p>	○				○ 大山農地開発 局長
			<p>18 同規則第12条第1 項の規定による工期 の短縮の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む。 ）に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあつては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が2億円以上5 億円未満となる場 合を含む。））が 2億円以上5億円 未満の工事に係る もの (三) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあつては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が2億円以上と なる場合を除く。 ））が2億円未満 の工事に係るもの</p>	○	○	○		
			<p>19 同規則第12条第2 項の規定による通常 必要とされる工期に 満たない工期の変 更の要求 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事（請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後 の請負対象設計金 額が5億円以上と なる工事を含む。 ）に係るもの (二) 請負対象設計 金額（請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合にあつては 、当初の請負対象 設計金額（変更後 の請負対象設計金 額が2億円以上5 億円未満となる場 合を含む。））が 2億円以上5億円 未満の工事に係る もの (三) 請負対象設計</p>	○	○	○		

			<p>金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>						
20	同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定		<p>(一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p>	○					
			<p>(二) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	○					
			<p>(三) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる場合を除く。）が2億円未満の工事に係るもの</p>	○					
21	同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定		<p>(一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの</p>	○					
			<p>(二) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの</p>	○					
22	同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議		<p>(一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの</p>	○					

			<p>額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○										
			<p>23 同期制第18条第2項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及び確認</p>							○	大山農地開発局長			
			<p>24 同期制第19条第1項の規定による設計図書の変更の規定 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○										
			<p>25 同期制第22条第1項(同期制第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。))に係るもの (二) 請負対象額計金額(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額(変更後の請負対象額計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。))が2億円以上5億円未満の工事に係るもの</p>	○										

			<p>もの (三) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))が2億円未満の工事に係るもの</p>	○							
		<p>26 同規則第7条第1項の規定による工事に目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)及び(四)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が6,000万円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○	○				○	大山農地開発局長		
		<p>27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に、変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))。以下(三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○							
		<p>28 同規則第8条第1項の規定によるかしの補修及び損傷の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上</p>	○								

	の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの。 (一) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。）が5億円未満の工事に係るもの	○						
29	同規則第6条第2項（同規則第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額（二において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の工事に係るもの	○				○	大山農地開発局長	
30	同規則第6条第2項の規定による前金払に係る認定					○	大山農地開発局長	
31	同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象額計金額（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額計金額、以下(二)において同じ。）が6,000万円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二) 請負対象額計金額（変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる場合を除く。）が6,000万円未満の工事に係るもの	○				○	大山農地開発局長	
32	同規則第16条第1項の規定による工事の土木形迹等の確認					○	大山農地開発局長	

<p>33 同規則第6条第4項の規定による請負代金の差引払い (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下(二)において同じ。)が6,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○				○ 大山農地開発局長
<p>34 同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下(二)において同じ。)が6,000万円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)が6,000万円未満の工事に係るもの</p>	○				○ 大山農地開発局長
<p>35 同規則第10条第1項及び第10条第1項の規定による請負契約の解除 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○			
<p>36 同規則第22条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計</p>	○				

<p>二 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務 (区域農道整備事業及び農林漁業用排水施設原身替農道整備事業に係るもの並びに市町村長に委任したものを除く。)</p>	<p>16 同法第49条第1項(同法第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可</p>				○	<p>地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長</p>							○	<p>大山農地開発局長</p>
	<p>17~47 略</p>					○	<p>地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長</p>							
	<p>48 同法第30条の2第2項において準用する同法第25条第6項の規定による県営土地改良事業に係る換地計画を定める場合における当該計画に係る土地につき所有</p>					○	<p>地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長</p>						○	<p>地方農林振興局長 日野総合事務所農林局長</p>
								<p>金額 (請負契約の締結後に請負対象額に金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額に金額。(二)において同じ。)が6,000万円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象額に金額を変更した場合に変更後の請負対象額に金額が2億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p>					○	<p>大山農地開発局長</p>
						○	<p>37 同規則第22条第7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象額に金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象額に金額を変更した場合に変更後の請負対象額に金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額に金額 (請負契約の締結後に請負対象額に金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象額に金額 (変更後の請負対象額に金額が5億円以上となる場合を除く。))。 (三)において同じ。)が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額に金額が2億円未満の工事に係るもの</p>							
								<p>三 土地改良法に基づく知事の権限に属する事務 (区域農道整備事業及び農林漁業用排水施設原身替農道整備事業に係るもの並びに市町村長に委任したものを除く。)</p>						
								<p>16 同法第49条第1項(同法第36条の4において準用する場合を含む。)の規定による応急工事計画の認可 (一) 大山農地開発事業 (大山ろく地域における総合農地開発事業、畑地帯総合整備事業及び下敷地地区ほ場整備事業をいう。以下耕地課の項の三において同じ。)に係る土地改良事業に係るもの (二) (一)以外のもの</p>					○	<p>大山農地開発局長</p>

														良事業に係るもの (二) (一)以外のもの					○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所長	
6	県営土地改良事業 等により造成された 財産に係る追加改装 等の承認												○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長							
7	農林水産業施設災 害復旧事業費助成等 の暫定措置に関する 法律施行規則（昭 和25年農林省令第94 号）第3条の規定に よる事業計画の変更 協議 （一）農地農業用施 設災害復旧事業事 務財団要綱（昭和 40年40農地D第 1130号農林水産事 務次官任命通告） 第17条第2項に掲 げる労務資材準備 等の変更に伴う事 業費の変更等 （二）（一）以外のもの													○	地方農林振興 局長 日野総合事務 所農林局長						
8	略													○							
略																					
森一 森林法に 林 基づく知事 保 の権限に係 全 する事務 課																					
1	及び2 略																				
3	同法第25条の2の 規定による保安林の 指定																				
4	同法第26条の2の 規定による保安林（ 面積が10ヘクタール 未満のものに限る。） の指定の解除																				
5	略																				
6	略																				
7	略																				
8	同法第32条第1項 の規定による意見書 の受理																				
9	同法第32条第2項 の規定による公示に よる意見の聴取及び 告示に係る意見書の 写しの農林水産大臣 への送付																				
10	同法第32条第3項 の規定による意見の 聴取に係る通知及び 公示																				
11	同法第33条第3項 （同条第6項におい て準用する場合を含 む。）の規定による 森林所有者等への通 知																				
12	同法第33条第6項 において準用する同 条第1項の規定によ る保安林の指定の目 的及び解除の理由の																				
3	略																				
4	略																				
5	略																				
森一 森林法に 林 基づく知事 保 の権限に係 全 する事務 課																					
6	県営土地改良事業 等により造成された 財産に係る追加改装 等の承認																				
7	農林水産業施設災 害復旧事業費助成等 の暫定措置に関する 法律施行規則（昭 和25年農林省令第94 号）第3条の規定に よる事業計画の変更 承認 （一）農地農業用施 設災害復旧事業事 務財団要綱（昭和 40年40農地D第 1130号農林水産事 務次官任命通告） 第17条第2項に掲 げる労務資材準備 等の変更に伴う事 業費の変更等 （二）（一）以外のもの																				
8	略													○							

告示										
13	同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更						○			
14 略										
15 略										
16 略										
17	同法第35条の規定による損失の補償						○			
18	同法第36条の規定による損失の補償の受益者の負担の決定等						○			
19 略										
20 略										
二 森林法施行令(昭和26年政令第276号)に基づく知厚の制限に属する事務	1 同令第4条の2第3項の規定による許可すべき措置面積の限定の公表						○			
三及び四 略										
五 林業種苗法(昭和55年法律第89号)に基づく知厚の制限に属する事務	1~5 略									
	6 同法第11条第1項の規定による講習会の開催							○		
7~17 略										
六 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第3号)に基づく知厚の制限に属する事務	1~6 略									
	7 同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一) 県外の地方公共団体に係るもの (二) 県内の地方公共団体に係るもの						○			○ 地方農林振興局長 日野総合事務所 所農林局長
8~10 略										
七 略										
八 鳥獣の保護及び管理	1 同法第4条第1項の規定による鳥獣保						○			
	6 略									
	7 略									
	8 略									
9 略										
10 略										
11	同法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管						○			
12	同法第46条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管						○			
二 森林法施行令第5条の規定による保安林の指定(同法第5号から第7号まで及び第9号に掲げる目的を達成するため必要がある場合に限る。)	1 同法第25条第1項の規定による保安林の指定(同法第5号から第7号まで及び第9号に掲げる目的を達成するため必要がある場合に限る。)						○			
	2 同法第26条の規定による保安林の解除(同法第25条第1項第5号から第7号まで及び第9号に掲げる目的を達成するために指定した保安林の指定の解除に限る。)						○			
	3 同法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更							○		
三及び四 略										
五 林業種苗法(昭和55年法律第89号)に基づく知厚の制限に属する事務	1~5 略									
	6 同法第11条第1項の規定による講習会の開催							○		
7~17 略										
六 森林病害虫等防除法(昭和25年法律第3号)に基づく知厚の制限に属する事務	1~6 略									
	7 同法第5条第4項において準用する同法第4条の2の規定による森林病害虫等の駆除等についての協力要請 (一) 県外の地方公共団体に係るもの (二) 県内の地方公共団体に係るもの						○			○ 地方農林振興局長 日野総合事務所 所農林局長
8~10 略										
七 略										
八 鳥獣の保護及び管理	1 同法第1条ノ2第1項の規定による鳥						○			